**概要書　R5.10.1時点**

**安中市における太陽光発電設備の設置に関する条例**

**１　条例の制定事由**

　安中市における太陽光発電設備設置事業に関しては、特に急傾斜地等の自然災害の危険性が高い地域での開発行為に対して、地域住民等から不安の声が上がっています。

　この様な問題への対応を図るため、抑制区域、注視区域、その他区域と段階的に区域を分け、無秩序な太陽光発電設備の設置の抑制を図り、もって市民の良好な生活環境を保全し、安全かつ安心な生活を確保することを目的として条例を制定しました。

**２　安中市条例の概要**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **目　的** | | 無秩序な太陽光発電設備の設置の抑制を図り、もって住民の良好な生活環境を保全し、安全かつ安心な生活を確保することを目的とする。 |
| **責　務** | **設置者** | 太陽光発電設備を設置する者は、当該太陽光発電設備の設置に当たり、法令及び条例等の規定を遵守し、災害又は生活環境への被害等が発生しないよう十分配慮しなければならず、かつ、設置区域周辺の住民と良好な関係を保つよう努めなければならない。 |
| **土地所有者等** | 太陽光発電設備を設置する土地の所有者又は管理者は、当該太陽光発電設備の設置により災害又は生活環境への被害等が発生しないよう、当該土地を適正に管理するよう努めなければならない。 |
| **適用を受ける事業**  **（適用面積）** | | 〇抑制区域：面積下限なし（他法令の許可等を受ける予定のもの）  〇注視区域：５００㎡以上  〇その他区域（市内全域）：１，０００㎡以上  ※建築物に太陽光パネルを設置する事業は除く。 |
| **抑制区域** | | 〇土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）（土砂災害防止法第９条第１項）  〇砂防指定地（砂防法第２条）  〇地すべり防止区域（地すべり等防止法第３条第１項）  〇急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する  法律第３条第１項）  〇特別地域（自然公園法第２０条第１項）及び特別保護地区（同法  第２１条第１項）  ※ただし、開発行為に関する法令等の許可等の見込みがある場合は除く。 |
| **注視区域** | | 〇土砂災害警戒区域（イエローゾーン）  ※細心の注意を払い事業すべき地域（面積要件を引き下げて審査） |
| **開発行為に関する**  **法令等** | | 〇森林法（昭和２６年法律第２４９号）第１０条の２第１項の規定による許可  〇地すべり等防止法（昭和３３年法律第３０号）第１８条第１項の規定による許可  〇都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２９条第１項又は第２項の規定による許可  〇急傾斜の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和４４年法律第５７号）第７条第１項の規定による許可  〇群馬県大規模土地開発事業の規制等に関する条例（昭和４８年条例第２３号）第１４条の規定による承認 |
| **手続き等** | **説明会** | 届出の前に設置区域周辺の住民及び近隣関係者に対し、当該設置に関する説明会を開催しなければならない。 |
| **届　出** | 事業着手６０日前までに、事業者の氏名・住所・連絡先、設置区域の所在・面積、土砂災害に対する対策・事業計画、住民等への説明報告書等必要書類を添付し届出書を提出する。 |
| **同　意** | 抑制区域は同意しない。  ※法令等の許可等の見込みがある場合を除く。 |
| **標識の掲示** | 太陽光発電設備を除却するまでの間、当該事業区域内の公衆の見やすい場所に、標識を掲示しなければならない。 |
| **報告及び**  **立入調査** | 必要な限度において、事業区域に係る土地に立入調査を行うことができる。 |
| **指導，助言**  **又は勧告** | 必要に応じ指導・助言・勧告ができる。 |
| **公表及び報告** | | 虚偽の届出、同意前の着手、勧告に従わない場合等、事業者の意見を聞き、氏名や事実内容の公表をする。また、公表の事実とその内容について、国又は県へ報告することができる。 |
| **施行期日**  **（一部改正条例）** | | 令和５年１０月１日 |
| **経過措置**  **（従前の例による）** | | 〇太陽光発電設備の設置に係る工事を開始している者  〇太陽光発電設備の設置に係る工事を開始していない者であって、次のア又はイのいずれかに該当するもの  ア）農地法第４条第１項本文又は第５条第１項本文に規定する許可を受けている者  イ）安中市景観条例第１３条第１項本文に規定する事前協議を完了している者 |